

## 入札説明書

災害備蓄物資（パーティション）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日

令和8年7月3日

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の種類及び数量

災害備蓄物資（パーティション）

#### (2) 納入期限

令和9年3月31日（水）

#### (3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

#### (4) 仕様書

別紙のとおり

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から下記12に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間  
大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和8年7月3日（金）午前10時から同年8月5日（水）午前10時までに  
行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）を、令和8年8月5日（水）午前10時（必着）までに持参または郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2964

- 5 競争入札参加資格のない者で入札を希望するもの手続き  
競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和8年7月3日（金）から同月15日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2968

なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。

- 6 契約に関する事務を担当する部局と名称  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2964

- 7 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年8月14日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

- 8 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもの

のほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、別添 1 を確認のうえ入札書を下記 11 に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

9 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

10 電子入札システムによる入札金額の入力期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）午前 10 時から同月 14 日（金）午前 10 時まで

11 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
- (2) 提出期限 令和 8 年 8 月 13 日（木）午後 5 時までに必着のこと。

12 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和 8 年 8 月 14 日（金）午前 10 時 30 分

13 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

14 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

15 入札保証金に関する事項

見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

16 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記 3 の (2) に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに付帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を持って落札価格とし、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入力すること。（紙で提出する場合は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。）
- (3) 上記以外の電子入札システムによる入札に係る事項について、運用基準及び「大分県共同利用型電子入札システム受注者物品操作マニュアル」をよく読んだうえで手続きを行うこと。

17 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次

に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

#### 18 最低制限価格に関する事項

設定しない。

#### 19 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 1 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は手続を改めるものとする。

#### 20 契約保証金に関する事項

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

なお、落札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、提出した入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額を契約額とする。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 21 仮契約の締結等

この調達に係る契約は、大分県県有財産条例（昭和 39 年大分県条例第 28 号）の規定により大分県議会の議決を要するため、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。

なお、県議会の議決までの間に、3 に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。契約を締結しない取扱いをした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

#### 22 仮契約書の作成等

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による物品購入仮契約書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ提出すること。なお、上記 20 に掲げる契約保証金又は上記 20(1)若しくは(2)に掲げる事項を証明する書類は、議会の議決後の本契約締結前に提出すること。

23 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

24 Summary

(1) Disaster relief supplies (partition)

(2) Time limit for tender

10:00 a.m. 14 August, 2026

(3) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2964